

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】 大規模な噴火が発生し、火砕流や融雪型火山泥流が居住地域に達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する噴火が発生した場合には、噴火の終了後、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する 左記に該当する噴火が発生していないことが確認でき、その状態が続いた場合にレベルを引き下げる</p>
4	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象の可能性】 噴火の発生に伴い大きな噴石や火砕流、融雪型火山泥流が火口から 2 km を越え、居住地域の近くまで到達、または到達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口の直下浅部での地震活動が活発化、または想定火口の直下で地震活動が活発化し、震源が浅部へ移動 ・山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が発生 ・山体内部で振幅の大きな火山性微動の発生（レベル 2 の基準よりも規模大、または継続時間長） ・山体の膨張を示す急激で大きな地殻変動（レベル 2 の基準よりも規模大） <p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、大きな噴石が火口から 500m を超え 2 km 以内に飛散する噴火が発生した場合 噴火が発生し、カルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生した場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって概ね 1 か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口の直下浅部で火山性地震の急激な増加（200 回以上 / 時） ・低周波地震や火山性微動の多発 <p>次の現象のいずれかが複数観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震が増加（100 回以上 / 時、あるいは 200 回以上 / 24 時間）し、通常よりも多い状態が数日間継続（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・低周波地震や火山性微動が複数回発生（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生、または地熱活動の活発化 ・山体の膨張を示す地殻変動 <p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火に伴い大きな噴石が火口からおおよそ 500m 以内に飛散した場合</p>	<p>地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、概ね 1 か月程度 GNSS 等の地殻変動データの変化や熱活動がほぼ停滞した場合</p>

- ・火口とは、「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」（平成 15 年 2 月）の想定火口をいい、想定火口を北部カルデラと南部カルデラとしているが、火口が特定できない場合は、両カルデラでの噴火を想定して噴火警報を発表する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、噴気活動の活発化やレベル 2 の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。